

事務名	公衆浴場営業開始の届出（普通公衆浴場）
根拠法令	公衆浴場法施行細則第3条

法第二条第一項の規定による許可を受けた営業者は、営業を開始しようとするときは、別記第四号様式による公衆浴場営業開始届を、知事に提出しなければならない。ただし、条例第二条第一項に規定する普通公衆浴場の営業を借り受け、若しくは譲り受けて開始するとき、又は同条第二項に規定するその他の公衆浴場の営業を開始しようとするときは、この限りでない。